

まちづくり環境委員会
令和5年7月14日
まちづくり推進部 資料10番
所管 建築審査課

## 建築計画等概要書の写しの交付費用の見直しについて

### 1 見直しの理由

現在、建築計画や定期報告などの基本事項を記した概要書（以下「建築計画等概要書」という。）については、建築基準法の規定に基づき窓口や平成30年4月に開設したまちづくり情報閲覧コーナーにおいて閲覧に供するとともに請求に応じてその写しを交付しており、大田区情報公開条例施行規則を準用し一面あたり10円を徴収している。

建築計画等概要書の写しの交付は、特定の者に対する役務の提供を行うものであり、交付実態等に照らして「手数料」として取り扱うものとする。

### 2 交付手数料

手数料条例第2条第1項第12号に定める「公文書の写し」として、同条例第3条第1項第2号に定める300円/件を徴収する。

### 3 施行日

手数料の徴収は、令和5年10月1日からとする。

### 4 周知

区ホームページの活用をはじめ、窓口やまちづくり情報閲覧コーナーにて案内を掲示する。